

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8 月29日
【計算期間】	第43特定期間(自 平成24年12月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
【ファンド名】	MHAMのMMF(マネー・マネージメント・ファンド)
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 中 慎 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

内外の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

< ファンドの特色 >

公社債を中心に、コール・ローン、C P（コマーシャル・ペーパー）、C D（譲渡性預金証書）等を投資対象として、安定運用を行います。

元本の安全性を重視した運用を目指します。

- 外貨建資産への投資は、円貨で約定し、円貨で決済する資産（為替変動リスクの生じないもの）に限ります。

株式への投資は行いません。

毎日決算を行い、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を分配します。

3兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）	独立区分
単位型投信	● 国 内	株 式	● M M F
	海 外	不動産投信	M R F
● 追加型投信	内 外	その他資産	E T F
		資産複合	

・商品分類定義

該当分類	分 類 の 定 義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
MMF	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

< 属性区分 >

・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株 ●債券 ●一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） ●日々 その他	グローバル ●日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング

・属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
債券・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
日々	目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

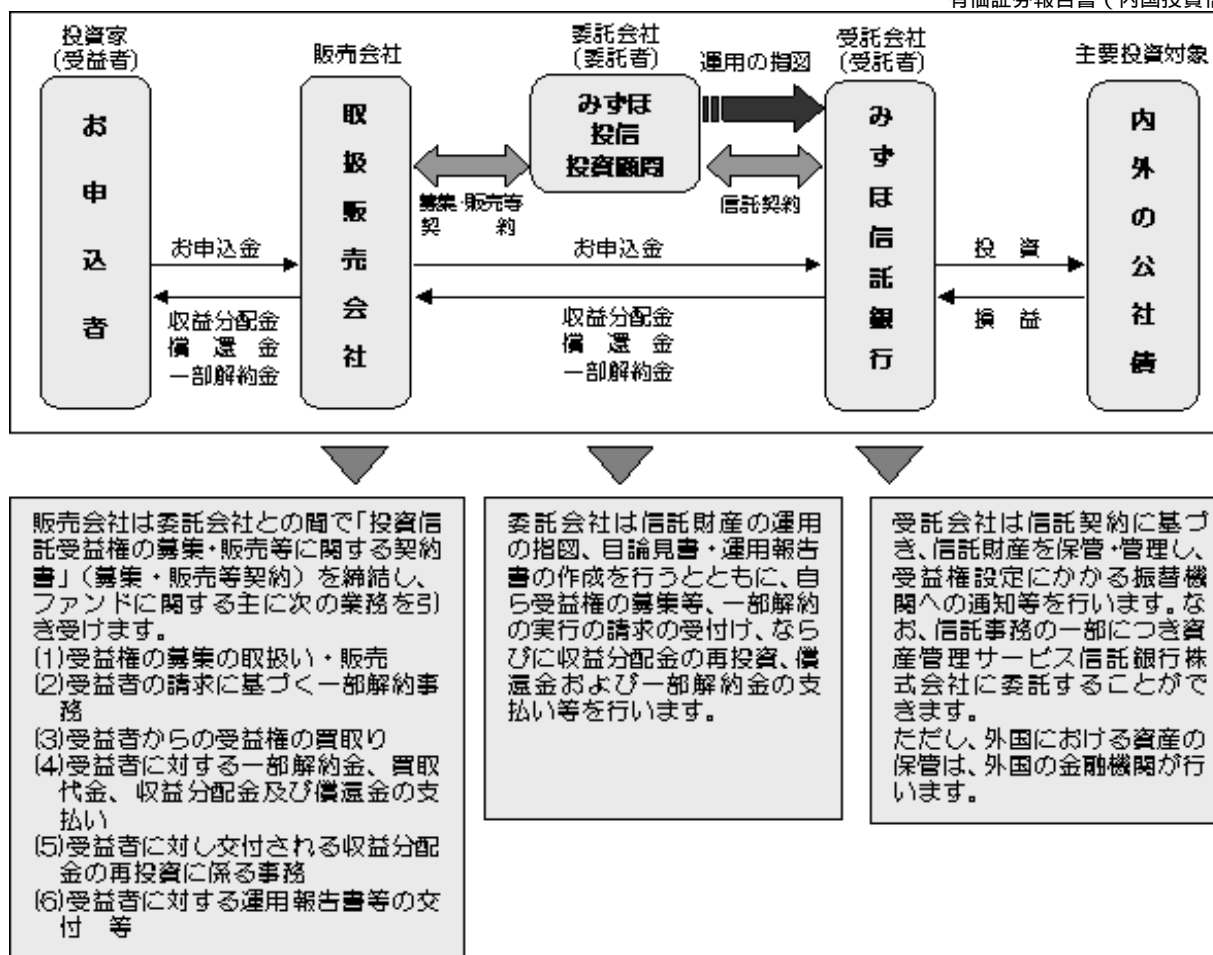
平成4年5月8日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

平成19年7月1日 ファンドの名称を「DKAのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」から「MHAMのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成25年5月末日現在)

2. 会社の沿革

昭和39年5月26日 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立

平成9年10月1日 「株式会社第一勧業投資顧問」

「勸角投資顧問株式会社」と合併し、
「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更

平成11年7月1日 「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更

平成19年7月1日 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3. 大株主の状況(平成25年5月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティ市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

この投資信託は、内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

運用方法

1．主要投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

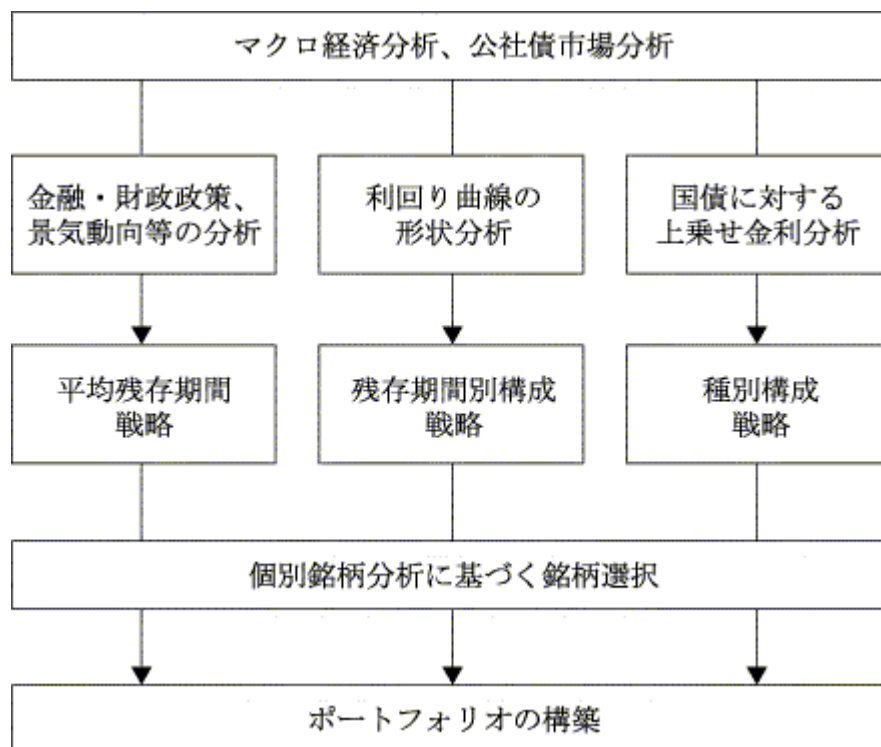
2．投資態度

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。

元本の安全性を重視した運用を目指します。

・信用力が比較的高く、かつ、残存期間が比較的小さい公社債を中心に投資します。

ファンドの投資プロセス



- 1．当ファンドの運用は、マクロ経済分析会議によるマクロ経済分析、先進国債券分析委員会等による公社債市場分析を基に行われます。
- 2．マクロ経済予測を前提に市場予測等を行い、これに基づき平均残存期間戦略(ポートフォリオ全体の平均残存期間をどの程度の長さにするか＝金利変動リスクをどの程度とるか)、残存期間別構成戦略(償還までの期間がどの程度の長さの公社債に投資の重点を置くか)、種別構成戦略(国債・事業債など、それぞれの種別の公社債にどの程度投資するか)をそれぞれ策定します。
- 3．以上のプロセスにより決定された3つの戦略を基に、当ファンドに組入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。個別銘柄の選択にあたっては、割高・割安の分析に加え、信用リスク・流動性リスクを十分に勘案します。

(2) 【投資対象】

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1．国債証券

2．地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から5.の証券の性質を有するもの
7. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
10. 貸付債権信託受益権（銀行、信託会社、協同組織金融機関、金融商品取引法施行令第1条の9各号に掲げる金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権をいいます。以下同じ。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものおよび外国の者に対する権利で同様の有価証券の性質を有するもの
なお、1.から4.までの証券および6.の証券のうち1.から4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

有価証券先物取引等

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引をおよび通貨にかかる先物オプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

1. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
2. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
3. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
4. 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成25年6月末現在4名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

収益分配は、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

信託財産から生ずる利益(下記1.に掲げる収益等の合計額が下記2.に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。)は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失(下記1.の合計額が下記2.の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。)を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1. 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
2. 毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

収益分配金の再投資

1. 収益分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分（原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金）をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いた後で自動的に再投資されます。
2. 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
3. 受益者が自己に帰属する受益権について、一部解約を請求した際に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記の規定にかかわらず、そのつど、当該収益分配金を受益者に支払います。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

公社債(約款第17条)

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債(外国通貨表示の公社債(利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。))をいいます。)、外国または外国の者の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債(以下「外国公社債等」といいます。))については、証券取引所に上場(上場予定を含みます。))されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

なお、委託会社である当社は、当該外国公社債等のうち、当ファンドが実際の組入対象としている「証券取引所に上場されている銘柄に準ずる非上場の外国公社債等の範囲」として、以下のすべての要件を充たした銘柄に限定した運用を行っております。

- 1．日々第三者からの時価情報が入手可能なこと。
- 2．転売が禁止されていないこと。
- 3．発行目論見書等による開示が行われていること。

株式、新株引受権証券および新株予約権証券

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は行いません。

転換社債等(約款第19条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)運用制限および約款第20条)

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

有価証券先物取引等(約款第18条)

- 1．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
 - a．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。))の時価総額の範囲内とします。
 - b．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金ならびに(2)投資対象 1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - c．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1.2.3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - a．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の時価総額の範囲内とします。
 - b．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - c．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1.2.3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回

らない範囲内とします。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1.2.3.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲とします。

有価証券の貸付(約款第18条の2)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の借入れ(約款第18条の3)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

外国為替予約(約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(約款第28条の2)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 2．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が20営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とし、かつ借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
- 3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

b. 法令で定める投資制限

- デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

c. 一般社団法人投資信託協会規則で定める投資制限等

当ファンドは、投資信託協会「MMF等の運営に関する規則」の規定を遵守するものとします。主な規定は次のとおりです。

組入る有価証券の範囲（主なもの）

- 1．わが国の国債証券、政府保証債券および日銀が発行する債券
- 2．取得時において2社以上の信用格付業者等（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者および金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。）により、P-2またはA-2相当以上の短期信用格付けもしくはBBBフラットまたはBaa2相当以上の長期信用格付けを受けているもの

組入資産の残存期間

組入資産(満期保有目的債券(下記 満期保有目的債券の指定に規定する満期保有目的債券をいいます。以下同じ。)を除きます。)は、受渡日から償還日または満期日までの期間(以下「残存期間」といいます。)が1年を超えないものとします。

投資制限（主なもの）

- 1．信託財産に組入れることができる資産は、円貨で約定し円貨で決済する資産に限るものとします。
- 2．公社債について時価が入手できないものは組入れないものとします。
- 3．証券化関連商品および取得時において償還金等が不確定な仕組債等(当該公社債等の償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等)は組入れないものとします。

組入れられた資産の平均残存期間

組入資産(満期保有目的債券を含みます。)の平均残存期間は、180日を超えないものとします。

満期保有目的債券の指定

組入公社債をその償還日まで信託財産で保有することを目的とする満期保有目的債券に指定できるものとします。この場合において、満期保有目的債券の指定は、当該公社債を取得した時点で行うものとします。

3 【投資リスク】

- (1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・ 当ファンドは、公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・ 運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

- ・登録金融機関およびみずほ投信投資顧問株式会社が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。当ファンドが投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

(2) リスク管理体制

リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託元本の額に、年0.6089%以内の率で次に掲げる率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

各週の最初の営業日(委託会社の営業日をいいます。以下同じ。)から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に応じて、下記の表に表示した率とします。なお、平成25年5月31日現在の信託報酬率は年率0.02000%となっています。

信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のときに信託財産中から支弁し、配分(概要)は次の通りとします。

年換算収益分配率	信託報酬率(総額)	委託会社	販売会社	受託会社
上限(年換算収益分配率が概ね8.5591%超のとき)	0.6089%	0.13243%	0.45147%	0.0250%
年換算収益分配率 5.00%以上	年換算収益分配率 × 0.07114	(信託報酬率-0.0250%) × 0.2268	(信託報酬率-0.0250%) × 0.7732	0.0250%
年換算収益分配率 1.4228%以上5.00%未満	0.3557%	0.0750%	0.2557%	0.0250%
年換算収益分配率 1.4228%未満	年換算収益分配率を上回らない率 (上限0.3557%)	信託報酬率が0.3557%のときの3者配分割合に準ずる		

信託報酬のうち委託会社による募集にかかる部分については、販売会社への配分相当額を委託会社が收受します。

販売会社が受け取る信託報酬には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(5%、以下「消費税等相当額」といいます。)を含みます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、毎月の最終営業日または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

受益者が、取得日から起算して解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満で解約請求する場合には、解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は公社債投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金および償還時の元本超過額については、以下の税率による源泉分離課税が行われます。

- * 平成28年1月1日から、個人の受益者が支払いを受ける当ファンドにかかる収益分配金および償還時の元本超過額は申告分離課税の対象となり、以下の税率が適用される予定です。
- * 平成28年1月1日から、上場株式等の譲渡損失および配当所得の損益通算ならびに繰越控除の特例の対象範囲に、特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
------	-----	-------------	-----	----

平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

障害者等の少額貯蓄非課税制度をご利用の場合

国内に住所のある個人で、障害者等(遺族年金を受けることができる妻である人、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。)に該当する受益者は、障害者等の少額貯蓄非課税制度(障害者等のマル優)を利用することにより、一人当たりの元本の合計額350万円(既にご利用の場合はその金額を差し引いた額)まで、その元本についての収益分配金および償還時の元本超過額に対する課税は行われません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金および償還時の元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

解約時は、解約にかかる受益権に帰属する再投資前の収益分配金に対して課税が行われます。また、償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金に対して課税が行われます。

上記の内容は平成25年5月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成25年5月31日現在）

資産の種類		国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	国債証券	日本	43,994,504,326	75.72
	特殊債券	日本	3,506,853,540	6.03
	社債券	日本	301,396,422	0.51
	コマーシャル・ペーパー	日本	6,997,985,303	12.04
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	3,294,821,674	5.67
合 計（純資産総額）		—	58,095,561,265	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て、端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

(2) 【投資資産】（平成25年5月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国 / 地域	利率 (%)	償還 期限	数量 (券面総額)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	第316回利付国債 (2年)	国債証券	日本	0.10	2014年 5月15日	3,000,000,000	100.00	3,000,000,000	100.00	3,000,000,000	5.16
2	第315回利付国債 (2年)	国債証券	日本	0.10	2014年 4月15日	2,500,000,000	99.99	2,499,755,053	99.99	2,499,755,053	4.30
3	第362回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 7月29日	2,500,000,000	99.98	2,499,652,615	99.98	2,499,652,615	4.30
4	第310回利付国債 (2年)	国債証券	日本	0.20	2013年 11月15日	2,000,000,000	100.04	2,000,983,624	100.04	2,000,983,624	3.44
5	第329回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 6月10日	2,000,000,000	99.99	1,999,954,328	99.99	1,999,954,328	3.44
6	第355回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 7月1日	2,000,000,000	99.99	1,999,934,956	99.99	1,999,934,956	3.44
7	第337回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 7月10日	2,000,000,000	99.99	1,999,813,408	99.99	1,999,813,408	3.44
8	第361回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 7月22日	2,000,000,000	99.98	1,999,750,356	99.98	1,999,750,356	3.44
9	第363回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 8月5日	2,000,000,000	99.98	1,999,705,780	99.98	1,999,705,780	3.44
10	第357回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 10月10日	2,000,000,000	99.96	1,999,330,724	99.96	1,999,330,724	3.44
11	第312回利付国債 (2年)	国債証券	日本	0.10	2014年 1月15日	1,500,000,000	100.01	1,500,186,249	100.01	1,500,186,249	2.58
12	第309回利付国債 (2年)	国債証券	日本	0.10	2013年 10月15日	1,500,000,000	100.00	1,500,013,334	100.00	1,500,013,334	2.58
13	第359回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 7月16日	1,500,000,000	99.98	1,499,821,650	99.98	1,499,821,650	2.58
14	第364回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 11月11日	1,500,000,000	99.96	1,499,420,265	99.96	1,499,420,265	2.58
15	第23回日本学生支援 債券	特殊債券	日本	0.24	2013年 7月19日	1,000,000,000	100.01	1,000,156,735	100.01	1,000,156,735	1.72
16	第348回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 6月3日	1,000,000,000	99.99	999,996,820	99.99	999,996,820	1.72
17	第358回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 6月4日	1,000,000,000	99.99	999,992,562	99.99	999,992,562	1.72

18	第350回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 6月10日	1,000,000,000	99.99	999,988,812	99.99	999,988,812	1.72
19	第351回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 6月17日	1,000,000,000	99.99	999,982,914	99.99	999,982,914	1.72
20	第354回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 6月24日	1,000,000,000	99.99	999,974,307	99.99	999,974,307	1.72
21	第356回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 7月8日	1,000,000,000	99.99	999,954,398	99.99	999,954,398	1.72
22	第349回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 9月10日	1,000,000,000	99.98	999,875,836	99.98	999,875,836	1.72
23	第343回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 8月9日	1,000,000,000	99.98	999,875,542	99.98	999,875,542	1.72
24	第368回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 7月25日	1,000,000,000	99.98	999,864,150	99.98	999,864,150	1.72
25	第365回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 8月12日	1,000,000,000	99.98	999,828,404	99.98	999,828,404	1.72
26	三菱商事	コマーシャル・ペーパー	日本	—	2013年 6月10日	1,000,000,000	—	999,797,301	—	999,797,301	1.72
27	第367回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 8月19日	1,000,000,000	99.97	999,794,925	99.97	999,794,925	1.72
28	第369回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2013年 8月26日	1,000,000,000	99.97	999,785,000	99.97	999,785,000	1.72
29	三井住友信託銀行	コマーシャル・ペーパー	日本	—	2013年 7月9日	1,000,000,000	—	999,733,304	—	999,733,304	1.72
30	三井住友信託銀行	コマーシャル・ペーパー	日本	—	2013年 6月10日	1,000,000,000	—	999,721,940	—	999,721,940	1.72

国庫短期証券は割引債のため、利率はありません。

投資有価証券の種類別投資比率

国内 / 外国	種類	投資比率(%)
国内	国債証券	75.72
	特殊債券	6.03
	社債券	0.51
	コマーシャル・ペーパー	12.04
合 計		94.32

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年5月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第24特定期間	平成15年11月30日	165,139	165,139	1.0000	1.0000
第25特定期間	平成16年5月31日	147,650	147,651	1.0000	1.0000
第26特定期間	平成16年11月30日	138,777	138,777	1.0000	1.0000
第27特定期間	平成17年5月31日	128,080	128,080	1.0000	1.0000
第28特定期間	平成17年11月30日	117,121	117,121	1.0000	1.0000
第29特定期間	平成18年5月31日	107,419	107,419	1.0000	1.0000
第30特定期間	平成18年11月30日	88,033	88,034	1.0000	1.0000
第31特定期間	平成19年5月31日	80,968	80,969	1.0000	1.0000
第32特定期間	平成19年11月30日	71,469	71,469	1.0000	1.0000
第33特定期間	平成20年5月31日	69,255	69,256	1.0000	1.0000
第34特定期間	平成20年11月30日	71,291	71,292	1.0000	1.0000
第35特定期間	平成21年5月31日	79,777	79,778	1.0000	1.0000
第36特定期間	平成21年11月30日	77,823	77,824	1.0000	1.0000
第37特定期間	平成22年5月31日	71,456	71,456	1.0000	1.0000
第38特定期間	平成22年11月30日	67,813	67,813	1.0000	1.0000
第39特定期間	平成23年5月31日	64,628	64,628	1.0000	1.0000
第40特定期間	平成23年11月30日	61,079	61,079	1.0000	1.0000
第41特定期間	平成24年5月31日	59,950	59,950	1.0000	1.0000
第42特定期間	平成24年11月30日	58,459	58,459	1.0000	1.0000
第43特定期間	平成25年5月31日	58,095	58,095	1.0000	1.0000
	平成24年5月末日	59,950	—	1.0000	—
	平成24年6月末日	59,386	—	1.0000	—
	平成24年7月末日	59,279	—	1.0000	—
	平成24年8月末日	58,871	—	1.0000	—
	平成24年9月末日	58,485	—	1.0000	—
	平成24年10月末日	58,860	—	1.0000	—
	平成24年11月末日	58,459	—	1.0000	—
	平成24年12月末日	58,115	—	1.0000	—
	平成25年1月末日	57,905	—	1.0000	—
	平成25年2月末日	57,845	—	1.0000	—
	平成25年3月末日	57,134	—	1.0000	—
	平成25年4月末日	57,620	—	1.0000	—
	平成25年5月31日	58,095	—	1.0000	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第24特定期間	0.0002450
第25特定期間	0.0002250
第26特定期間	0.0002470
第27特定期間	0.0002600
第28特定期間	0.0002250
第29特定期間	0.0002960
第30特定期間	0.0008960
第31特定期間	0.0014050

第32特定期間	0.0016450
第33特定期間	0.0021210
第34特定期間	0.0026460
第35特定期間	0.0022170
第36特定期間	0.0009760
第37特定期間	0.0006660
第38特定期間	0.0005280
第39特定期間	0.0005300
第40特定期間	0.0005240
第41特定期間	0.0004770
第42特定期間	0.0004380
第43特定期間	0.0003720

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第24特定期間	0.02
第25特定期間	0.02
第26特定期間	0.02
第27特定期間	0.03
第28特定期間	0.02
第29特定期間	0.03
第30特定期間	0.09
第31特定期間	0.14
第32特定期間	0.16
第33特定期間	0.21
第34特定期間	0.26
第35特定期間	0.22
第36特定期間	0.10
第37特定期間	0.07
第38特定期間	0.05
第39特定期間	0.05
第40特定期間	0.05
第41特定期間	0.05
第42特定期間	0.04
第43特定期間	0.04

（注１）収益率は期間騰落率。

（注２）小数点第３位四捨五入。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第24特定期間	10,401,458,206	37,289,710,092	165,139,020,457
第25特定期間	10,370,324,147	27,858,517,386	147,650,827,218
第26特定期間	13,106,062,368	21,979,227,040	138,777,662,546

第27特定期間	11,457,265,839	22,154,691,025	128,080,237,360
第28特定期間	10,991,033,794	21,949,836,618	117,121,434,536
第29特定期間	12,042,265,700	21,744,297,979	107,419,402,257
第30特定期間	9,464,615,311	28,850,156,280	88,033,861,288
第31特定期間	10,432,149,320	17,497,373,041	80,968,637,567
第32特定期間	8,108,523,193	17,608,152,073	71,469,008,687
第33特定期間	9,882,765,750	12,095,930,939	69,255,843,498
第34特定期間	16,593,769,031	14,558,202,805	71,291,409,724
第35特定期間	23,701,642,037	15,215,426,482	79,777,625,279
第36特定期間	18,078,327,915	20,032,269,919	77,823,683,275
第37特定期間	11,540,601,366	17,907,645,822	71,456,638,819
第38特定期間	8,009,582,511	11,653,285,712	67,812,935,618
第39特定期間	8,804,382,134	11,989,232,379	64,628,085,373
第40特定期間	7,470,058,783	11,018,758,502	61,079,385,654
第41特定期間	7,391,634,164	8,520,832,554	59,950,187,264
第42特定期間	5,739,583,909	7,230,769,049	58,459,002,124
第43特定期間	9,399,334,699	9,762,807,840	58,095,528,983

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の自らの募集にかかる受益権については、委託会社の指定する口座管理機関）は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (2) 取得申込者は、原則として個人であることを基本とします。申込単位は販売会社が別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (3) 取得価額は、下記の通りとなります。
1. 取得申込日の正午以前に販売会社において取得申込金の受領を確認した場合は、取得申込受付日の前日の基準価額とします。
（ただし、この場合において、取得申込受付日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、取得申込みに応じないものとします。）
 2. 取得申込日の正午を過ぎて販売会社において取得申込金の受領を確認した場合は、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。
（ただし、この場合において、取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に追加信託にかかる基準価額が1口当たり1円となった計算日の基準価額による取得申込みとみなします。）
（注）取得申込日は、委託会社の営業日とします。
- (4) お申込締切時間については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 国内に住所のある個人で、障害者等に該当する受益者は、障害者等の少額貯蓄非課税制度（障害者等のマル優）を利用することができます。この制度を利用する場合は、あらかじめ「非課税貯蓄申告書」を販売会社に提出していただきます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（注）販売会社によっては、障害者等のマル優をご利用できない場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
税法が改正された場合等には、上記内容は変更になる場合があります。
- (6) 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口単位をもって解約を請求することができます。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約の価額は、下記の通りとなります。

1. 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

（注）解約請求受付日は、委託会社の営業日とします。

2. 取得日¹から起算して解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の解約請求の場合には、解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額²を解約請求受付日の翌営業日に解約金の中から徴収し、信託財産に返戻するものとします。この場合において、収益分配金の再投資にかかる受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の生じた日に生じたものとみなします。なお、取得日から起算して解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日以上経過後の解約請求の場合には信託財産留保額はかかりません。

1 取得日とは、販売会社が取得申込受付日の正午以前に取得申込金の受領を確認した場合においては取得申込受付日の当日、販売会社が取得申込受付日の正午を過ぎて取得申込金の受領を確認した場合においては取得申込受付日の翌営業日を指します。

2 「信託財産留保額」とは、組入る有価証券の換金に際して生じる費用について、受益者間の公平性を確保するため、換金される受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、ファンドの信託財産に組入れられます。

詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

(4) 解約代金は、解約請求受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金を含めた額とし、解約請求受付日の翌営業日から販売会社において受益者に支払います。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する一部解約金の支払いは、委託会社において行います。

(5) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件当たり10億円を超える一部解約につきましては、原則として、解約請求受付日の4営業日前までに販売会社に申し出るものとします。また大口解約については、別途制限を設ける場合があります。

(6) 販売会社によっては、解約申込日当日に解約代金相当額の受取りを希望される場合には、販売会社所定の諸手続きにより、キャッシング（即日引出）を利用することができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

(7) 解約請求の受付締切時間については、販売会社にお問い合わせください。

(8) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができるものとします。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

公 社 債 等：計算日における以下のいずれかの価額¹

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- 金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）
- 価格情報会社の提供する価額

1 残存期間1年以内の公社債で国債等および信用格付業者等からA-2またはP-2格相当以上の短期信用格付もしくはA3またはA-格相当以上の長期信用格付けを取得している債券等ならびに満期保有目的の公社債

は、原則として償却原価法²により評価します。

2 償却原価法とは、組入有価証券を、買付約定成立の日または当該組入有価証券の償還日の前年応答日前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで、取得価額と償還価額（割引債の償還価額は税込（額面＋源泉税）とします。）の差額を当該期間により日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算または減算した額によって、評価する方法をいいます。

当ファンドの基準価額は、原則として、日々計算されます。基準価額および収益分配率については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は便宜上1万口単位で表示されたものが発表されることがあります。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

信託の一部解約金（解約の価額に当該解約口数を乗じて得た額）が当該一部解約にかかる元本を下回った場合は、当該差額を解約差益金として処理します。なお、追加信託金にあっては、全額を元本として処理するものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成4年5月8日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

信託期間中の各1日とします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の総口数が20億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を毎年5月および11月ならびに信託終了時に作成し、販売会社を通じて交付いたします。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。

受益者が、一部解約をする場合において、一部解約する当該受益権に帰属する収益分配金は、原則として当該解約請求受付日の翌営業日から、また、信託終了時の受益権に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、それぞれ販売会社において受益者に支払います。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金の支払いは委託会社において行います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。償還金の支払いは、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から販売会社において行われます。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金の支払いは委託会社において行います。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- （３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期特定期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

MHAMのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期特定期間 (平成24年11月30日現在)	当期特定期間 (平成25年 5月31日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,948,213,043	1,288,748,802
国債証券	41,498,278,216	43,994,504,326
特殊債券	2,400,451,588	3,506,853,540
社債券	2,603,478,818	301,396,422
コマーシャル・ペーパー	5,999,493,635	6,999,195,387
現先取引勘定	2,999,220,000	2,999,850,000
未収利息	8,894,872	3,357,106
前払費用	643,173	1,964,541
流動資産合計	60,458,673,345	59,095,870,124
資産合計	60,458,673,345	59,095,870,124
負債の部		
流動負債		
未払金	1,999,468,000	1,000,160,000
未払収益分配金	116,918	116,191
未払受託者報酬	2,354	2,244
未払委託者報酬	31,039	29,589
その他未払費用	841	835
流動負債合計	1,999,619,152	1,000,308,859
負債合計	1,999,619,152	1,000,308,859
純資産の部		
元本等		
元本	58,459,002,124	58,095,528,983
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	52,069	32,282
元本等合計	58,459,054,193	58,095,561,265
純資産合計	58,459,054,193	58,095,561,265
負債純資産合計	60,458,673,345	59,095,870,124

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期特定期間 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成24年11月30日)	当期特定期間 (自 平成24年12月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
営業収益		
受取利息	39,754,191	21,352,713
有価証券売買等損益	7,319,933	5,989,666
その他収益	80,542	107,004
営業収益合計	32,514,800	27,449,383
営業費用		
受託者報酬	458,887	411,164
委託者報酬	6,056,709	5,420,700
その他費用	155,210	151,043
営業費用合計	6,670,806	5,982,907
営業利益又は営業損失（ ）	25,843,994	21,466,476
経常利益又は経常損失（ ）	25,843,994	21,466,476
当期純利益又は当期純損失（ ）	25,843,994	21,466,476
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	53,157	52,069
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	25,845,082	21,486,263
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	52,069	32,282

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期特定期間 （自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券・社債券・コマーシャルペーパー 原則として時価で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が１年以内の債券及び満期保有目的債券の組入れがある場合は、償却原価法によって評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	期別	前期特定期間 （平成24年11月30日現在）	当期特定期間 （平成25年5月31日現在）
1 特定期間末日の受益権総口数		58,459,002,124口	58,095,528,983口
2 期末１口当たりの純資産の額 （期末１万口当たりの純資産の額）		1.0000 円 (10,000 円)	1.0000 円 (10,000 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期特定期間 （自 平成24年6月1日 至 平成24年11月30日）	当期特定期間 （自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）
1 分配金の計算過程 特定期間における元本超過額25,897,151円を分配対象収益として25,845,082円を分配金額としております。なお、各前月の最終営業日から各当月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金を、各当月の最終営業日に再投資しております。	1 分配金の計算過程 特定期間における元本超過額21,518,545円を分配対象収益として21,486,263円を分配金額としております。なお、各前月の最終営業日から各当月の最終営業日の前日までの期間にかかる収益分配金を、各当月の最終営業日に再投資しております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期特定期間 （自 平成24年6月1日 至 平成24年11月30日）	当期特定期間 （自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）
----	--	--

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	前期特定期間 (平成24年11月30日現在)	当期特定期間 (平成25年5月31日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 国債証券、特殊債券、社債券、コマーシャル・ペーパー わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 国債証券、特殊債券、社債券、コマーシャル・ペーパー 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
-----------------------------	--	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成24年6月1日 至 平成24年11月30日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	0
特殊債券	0
社債券	0
コマーシャル・ペーパー	0
合計	0

当期特定期間（自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	0
特殊債券	0
社債券	0
コマーシャル・ペーパー	0
合計	0

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期特定期間 （自 平成24年6月1日 至 平成24年11月30日）	当期特定期間 （自 平成24年12月1日 至 平成25年5月31日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項 目	期別	前期特定期間 （平成24年11月30日現在）	当期特定期間 （平成25年5月31日現在）
1 期首元本額		59,950,187,264 円	58,459,002,124 円
期中追加設定元本額		5,739,583,909 円	9,399,334,699 円
期中一部解約元本額		7,230,769,049 円	9,762,807,840 円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAMのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

（平成25年5月31日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本・円	第309回利付国債（２年）	1,500,000,000	1,500,013,334	
		第310回利付国債（２年）	2,000,000,000	2,000,983,624	
		第312回利付国債（２年）	1,500,000,000	1,500,186,249	
		第315回利付国債（２年）	2,500,000,000	2,499,755,053	
		第316回利付国債（２年）	3,000,000,000	3,000,000,000	
		第329回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,954,328	
		第333回国庫短期証券	1,000,000,000	999,511,100	
		第337回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,813,408	
		第338回国庫短期証券	1,000,000,000	999,459,088	
		第343回国庫短期証券	1,000,000,000	999,875,542	
		第348回国庫短期証券	1,000,000,000	999,996,820	
		第349回国庫短期証券	1,000,000,000	999,875,836	
		第350回国庫短期証券	1,000,000,000	999,988,812	

		第 3 5 1 回国庫短期証券	1,000,000,000	999,982,914	
		第 3 5 4 回国庫短期証券	1,000,000,000	999,974,307	
		第 3 5 5 回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,934,956	
		第 3 5 6 回国庫短期証券	1,000,000,000	999,954,398	
		第 3 5 7 回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,330,724	
		第 3 5 8 回国庫短期証券	1,000,000,000	999,992,562	
		第 3 5 9 回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,821,650	
		第 3 6 0 回国庫短期証券	1,000,000,000	999,197,120	
		第 3 6 1 回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,750,356	
		第 3 6 2 回国庫短期証券	2,500,000,000	2,499,652,615	
		第 3 6 3 回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,705,780	
		第 3 6 4 回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,420,265	
		第 3 6 5 回国庫短期証券	1,000,000,000	999,828,404	
		第 3 6 6 回国庫短期証券	1,000,000,000	999,101,006	
		第 3 6 7 回国庫短期証券	1,000,000,000	999,794,925	
		第 3 6 8 回国庫短期証券	1,000,000,000	999,864,150	
		第 3 6 9 回国庫短期証券	1,000,000,000	999,785,000	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	44,000,000,000 30 75.7%	43,994,504,326 80.3%	
国債証券 合計				43,994,504,326	
特殊債券					
	日本・円	第 2 3 回日本学生支援債券	1,000,000,000	1,000,156,735	
		第 2 2 8 回信金中金債（ 5 年 ）	200,000,000	201,289,875	
		第 2 2 9 回信金中金債（ 5 年 ）	200,000,000	201,429,031	
		第 2 3 0 回信金中金債（ 5 年 ）	200,000,000	201,445,076	
		第 2 3 2 回信金中金債（ 5 年 ）	200,000,000	201,967,788	
		第 3 6 号商工債（ 1 年 ）	300,000,000	300,000,000	
		第 3 7 号商工債（ 1 年 ）	300,000,000	300,000,000	
		第 3 8 号商工債（ 1 年 ）	500,000,000	500,000,000	
		第 3 9 号商工債（ 1 年 ）	300,000,000	300,000,000	
		第 1 3 1 号商工債（ 3 年 ）	300,000,000	300,565,035	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	3,500,000,000 10 6.0%	3,506,853,540 6.4%	
特殊債券 合計				3,506,853,540	
社債券					
	日本・円	第 9 回三菱ＵＦＪリース株式会 社無担保社債	300,000,000	301,396,422	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	300,000,000 1 0.5%	301,396,422 0.5%	
社債券 合計				301,396,422	
コマーシャル・ペーパー					
	日本・円	三菱商事	1,000,000,000	999,975,336	
		日本証券金融	1,000,000,000	999,729,119	
		三菱ＵＦＪリース	1,000,000,000	999,971,116	
		三菱ＵＦＪリース	1,000,000,000	999,676,817	
		ＳＭＢＣ日興証券	1,000,000,000	999,981,035	
		三井住友信託銀行	1,000,000,000	999,973,370	
		三井住友信託銀行	1,000,000,000	999,888,594	

	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	7,000,000,000 7 12.0%	6,999,195,387 12.8%	
コマーシャル・ペーパー	合計			6,999,195,387	
合計				54,801,949,675	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年5月31日現在）

資産総額（円）	59,095,870,124
負債総額（円）	1,000,308,859
純資産総額（ - ）（円）	58,095,561,265
発行済口数（口）	58,095,528,983
1口当たり純資産額（ / ）（円）	1.0000

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受益会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

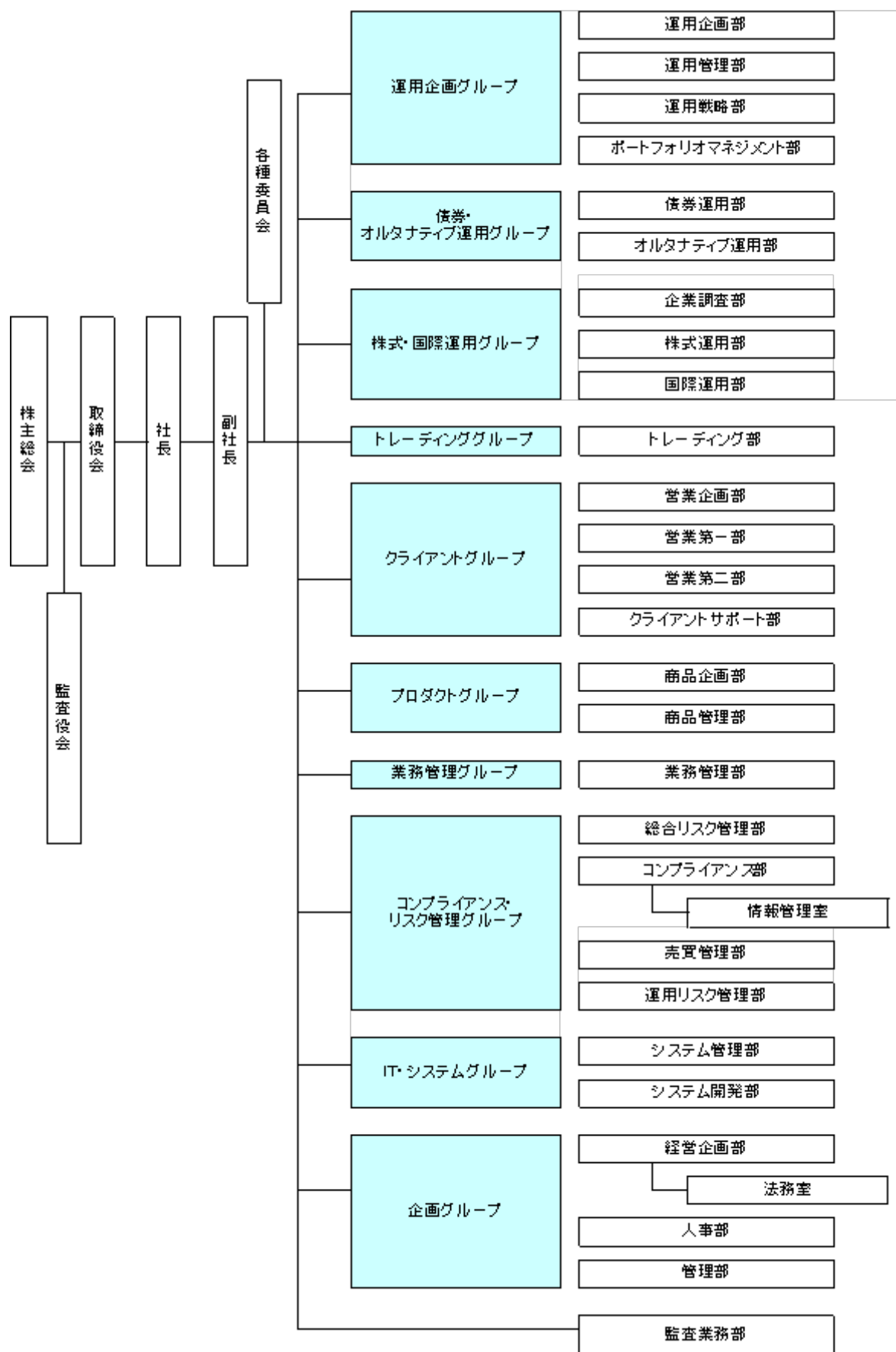
(1) 資本金の額

平成25年 5 月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去 5 年間ににおける資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成25年 5 月末日現在)

会社の組織図



運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または各運用グループ長が指名する各運用グループの役職員が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

コンプライアンス・リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、コンプライアンス・リスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成25年5月31日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	352,335,150,618
追加型株式投資信託	226	1,858,694,966,076
追加型金銭信託受益権投資信託	12	10,706,811,004
単位型株式投資信託	6	11,381,477,337
合計	259	2,233,118,405,035

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,783,929	2,268,024
有価証券	21,231	-
短期貸付金	-	16,195,635
前払費用	83,988	253,250
未収入金	-	1,119,715
未収委託者報酬	1,597,501	1,517,926
未収運用受託報酬	585,270	709,038
繰延税金資産	179,026	168,605
その他流動資産	143,681	165,346
貸倒引当金	873	7,816
流動資産合計	20,393,755	22,389,725
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	186,195	167,960
工具、器具及び備品（純額）	109,225	93,706
リース資産（純額）	5,462	3,943
有形固定資産合計	1 300,883	1 265,610
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	22	-
その他無形固定資産	188	133
無形固定資産合計	1 12,957	1 12,880
投資その他の資産		
投資有価証券	4,016,768	2,708,128
長期差入保証金	519,439	514,642
前払年金費用	196,834	263,427
会員権	19,500	17,200
繰延税金資産	171,873	63,011
その他	9,330	15,565
投資その他の資産合計	4,933,746	3,581,975
固定資産合計	5,247,586	3,860,466
資産合計	25,641,342	26,250,191
負債の部		
流動負債		

預り金	31,986	375,742
リース債務	3,228	3,023
未払金		
未払収益分配金	978	901
未払償還金	29,951	28,656
未払手数料	694,169	650,405
その他未払金	11,378	10,777
未払金合計	736,476	690,740
未払費用	1,035,938	1,146,683
未払法人税等	108,951	18,987
未払消費税等	67,343	62,693
賞与引当金	368,000	347,800
その他流動負債	4,950	5,121
流動負債合計	2,356,876	2,650,793
固定負債		
リース債務	10,319	7,296
役員退職慰労引当金	154,212	178,410
時効後支払損引当金	16,105	16,905
その他固定負債	2,520	6,951
固定負債合計	183,157	209,562
負債合計	2,540,034	2,860,356
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	6,365,928	6,515,116
利益剰余金合計	16,499,113	16,648,301
株主資本合計	23,261,188	23,410,376
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	159,879	20,541
評価・換算差額等合計	159,879	20,541
純資産合計	23,101,308	23,389,835
負債純資産合計	25,641,342	26,250,191

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,509,688	15,739,580
運用受託報酬	2,214,102	2,401,288
営業収益合計	18,723,790	18,140,869
営業費用		
支払手数料	7,741,676	7,426,160
広告宣伝費	170,580	149,566
公告費	370	152
調査費		
調査費	845,471	948,113
委託調査費	3,754,952	3,624,517
図書費	7,007	7,229
調査費合計	4,607,430	4,579,861
委託計算費	194,940	177,505
営業雑経費		
通信費	51,878	50,112
印刷費	167,656	167,179
協会費	16,750	18,816
諸会費	2,639	2,689
その他	36,815	37,963
営業雑経費合計	275,740	276,761
営業費用合計	12,990,738	12,610,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	141,717	141,073
給料手当	2,220,149	2,204,883
賞与	326,160	333,923
給料合計	2,688,027	2,679,880
交際費	275	707
旅費交通費	67,641	67,470
租税公課	49,669	50,223
不動産賃借料	445,713	421,877
退職給付費用	167,804	165,171
福利厚生費	408,303	409,033
貸倒引当金繰入	-	6,943
賞与引当金繰入	368,000	347,800
役員退職慰労引当金繰入	34,592	39,522
固定資産減価償却費	69,347	51,898
諸経費	303,377	310,561
一般管理費合計	4,602,752	4,551,091
営業利益	1,130,299	979,771
営業外収益		
受取配当金	1,672	1,032
受取利息	11,553	12,757
有価証券解約益	4,113	1,437
有価証券償還益	2,019	1,387
時効到来償還金等	2,169	1,576
雑収入	10,602	17,474

営業外収益合計	32,131	35,666
営業外費用		
有価証券解約損	15,045	118,238
有価証券償還損	-	160,957
ヘッジ会計に係る損失	850	38
時効後支払損引当金繰入額	19,679	2,481
雑損失	15,036	2,148
営業外費用合計	50,611	283,864
経常利益	1,111,819	731,573
特別利益		
受取和解金	120,735	-
特別利益合計	120,735	-
特別損失		
和解費用	2,335	-
投資有価証券売却損	47,986	22,844
投資有価証券評価損	34,011	-
減損損失	11,358	-
遊休資産売却損	-	3,932
特別損失合計	95,692	26,776
税引前当期純利益	1,136,863	704,796
法人税、住民税及び事業税	376,959	193,759
法人税等調整額	119,789	42,020
法人税等合計	496,748	235,779
当期純利益	640,114	469,017

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
当期首残高	2,450,074	2,450,074
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
当期首残高	4,716,474	4,716,474
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		

配当準備積立金		
当期首残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
当期首残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
当期首残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	6,083,517	6,365,928
当期変動額		
剰余金の配当	357,703	319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	6,365,928	6,515,116
利益剰余金合計		
当期首残高	16,216,701	16,499,113
当期変動額		
剰余金の配当	357,703	319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	16,499,113	16,648,301
株主資本合計		
当期首残高	22,978,776	23,261,188
当期変動額		
剰余金の配当	357,703	319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	23,261,188	23,410,376
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	129,413	159,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30,466	139,338
当期変動額合計	30,466	139,338
当期末残高	159,879	20,541
評価・換算差額等合計		
当期首残高	129,413	159,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30,466	139,338
当期変動額合計	30,466	139,338
当期末残高	159,879	20,541
純資産合計		
当期首残高	22,849,363	23,101,308
当期変動額		
剰余金の配当	357,703	319,829
当期純利益	640,114	469,017
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30,466	139,338
当期変動額合計	251,944	288,526
当期末残高	23,101,308	23,389,835

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3．固定資産の減価償却方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

（2）無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

（5）時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．ヘッジ会計の方法

（1）ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

（2）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...株価指数先物取引

ヘッジ対象...有価証券

(3) ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示情報の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「前払年金費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた206,164千円は、「前払年金費用」196,834千円、「その他」9,330千円として組み替えております。

追加情報

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は、軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額
建物 147,526千円	建物 165,761千円
工具、器具及び備品 349,763千円	工具、器具及び備品 346,701千円
リース資産 26,240千円	リース資産 21,452千円
ソフトウェア 3,885千円	ソフトウェア 670千円
その他無形固定資産 658千円	その他無形固定資産 712千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070
2. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				
平成23年6月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しました。				
・普通株式の配当に関する事項				
1) 配当金の総額	357,703,800円			
2) 1株当たり配当額	340円			
3) 基準日	平成23年3月31日			
4) 効力発生日	平成23年6月15日			

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	319,829,280円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	304円
4) 基準日	平成24年3月31日
5) 効力発生日	平成24年6月13日

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	319,829,280円
2) 1株当たり配当額	304円
3) 基準日	平成24年3月31日
4) 効力発生日	平成24年6月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月12日の第50回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	233,559,540円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	222円
4) 基準日	平成25年3月31日
5) 効力発生日	平成25年6月13日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。短期貸付金、未収入金、長期差入保証金は、相手先の

信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

前事業年度（平成24年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	17,783,929	17,783,929	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,788,236	3,788,236	-
（３）未収委託者報酬	1,597,501	1,597,501	-
（４）未収運用受託報酬	585,270	585,270	-
（５）長期差入保証金	519,439	518,758	680
資産計	24,274,376	24,273,695	680
（１）未払手数料	694,169	694,169	-
負債計	694,169	694,169	-
デリバティブ取引（１）			
ヘッジ会計が適用されているもの	6,810	6,810	-

（１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成25年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	2,268,024	2,268,024	-
（２）短期貸付金	16,195,635	16,195,635	-
（３）未収入金	1,119,715	1,119,715	-
（４）未収委託者報酬	1,517,926	1,517,926	-
（５）未収運用受託報酬	709,038	709,038	-

(6) 投資有価証券 其他有価証券	2,641,608	2,641,608	-
(7) 長期差入保証金	514,642	514,559	83
資産計	24,966,590	24,966,507	83
(1) 未払手数料	650,405	650,405	-
負債計	650,405	650,405	-
デリバティブ取引(1) ヘッジ会計が適用されているもの	8,614	8,614	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期貸付金、(3) 未収入金、(4) 未収委託者報酬及び(5) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(7) 長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
非上場株式	249,764	66,520

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 投資有価証券
其他有価証券」には含めておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (平成24年 3 月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金 有価証券及び投資有価証券	17,783,234	-	-	-	-	-

その他有価証券のうち満期のあるもの						
証券投資信託	21,231	-	-	1,036	-	987,734
未収委託者報酬	1,597,501	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	585,270	-	-	-	-	-
長期差入保証金	176	519,223	-	-	-	-
合計	19,987,413	519,223	-	1,036	-	987,734

当事業年度（平成25年 3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	2,267,697	-	-	-	-	-
短期貸付金	16,195,635	-	-	-	-	-
未収入金	1,119,715	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,517,926	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	709,038	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち満期のあるもの						
証券投資信託	-	-	-	-	15,335	2,130,846
長期差入保証金	514,642	-	-	-	-	-
合計	22,324,656	-	-	-	15,335	2,130,846

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(平成24年 3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	5,948	5,774	173
債券	-	-	-
証券投資信託	88,001	84,017	3,983
小計	93,950	89,792	4,157
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	12,953	14,345	1,391
債券	-	-	-
証券投資信託	3,681,332	3,932,615	251,282
小計	3,694,286	3,946,960	252,673
合計	3,788,236	4,036,753	248,516

当事業年度(平成25年 3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	216,164	207,889	8,275
小計	216,164	207,889	8,275

貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	2,425,444	2,465,635	40,191
小計	2,425,444	2,465,635	40,191
合計	2,641,608	2,673,524	31,915

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	27,915	-	35,755
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	27,915	-	35,755

当事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	161,410	-	21,884
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	161,410	-	21,884

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	150,608	6,133	15,045
合計	150,608	6,133	15,045

当事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	3,040,519	2,825	279,196
合計	3,040,519	2,825	279,196

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

前事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券 投資有価証券	68,110 248,320	- -	2,520 9,330
合計			316,430	-	6,810

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券 投資有価証券	79,849 272,890	- -	6,951 15,565
合計			352,739	-	8,614

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	721,405	805,634
(2) 年金資産(千円)	918,239	1,069,061
(3) 退職給付引当金(千円)	—	—
(4) 前払年金費用(千円)	196,834	263,427

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1) 勤務費用(千円)	167,804 (注1)	165,171 (注2)
(2) 退職給付費用(千円)	167,804	165,171

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用21,152千円を含めております。

(注2) 確定拠出型制度の退職給付費用21,784千円を含めております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度
(平成24年3月31日)

当事業年度
(平成25年3月31日)

繰延税金資産		
有価証券償却超過額	29,811千円	17,486千円
ソフトウェア償却超過額	79,565千円	63,338千円
賞与引当金損金算入限度超過額	139,876千円	132,198千円
社会保険料損金不算入額	18,674千円	18,577千円
役員退職慰労引当金	58,616千円	67,813千円
未払事業税	11,519千円	6,439千円
その他有価証券評価差額金	88,636千円	11,374千円
その他	61,029千円	40,726千円
繰延税金資産小計	487,731千円	357,956千円
評価性引当額	66,679千円	32,453千円
繰延税金資産合計	421,051千円	325,502千円
繰延税金負債		
前払年金費用	70,151千円	93,885千円
繰延税金負債合計	70,151千円	93,885千円
繰延税金資産の純額	350,899千円	231,617千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
法定実効税率	40.69%	38.01%
(調整)		
評価性引当額	1.20%	4.86%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.17%	0.27%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.02%	0.02%
住民税等均等割	0.33%	0.54%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.30%	-
その他	0.02%	0.49%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.69%	33.45%

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)及び当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)及び当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることが

ら、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,827,153	未払手数料	295,362
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	なし	投資信託の販売	支払手数料	887,547	未払手数料	76,622
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369 百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,769,414	未収委託者報酬	1,363,829

当事業年度(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,580,183	未払手数料	299,089
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369 百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,238,105	未収委託者報酬	1,310,737

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
1株当たり純資産額 21,957.95円	1株当たり純資産額 22,232.20円
1株当たり当期純利益金額 608.43円	1株当たり当期純利益金額 445.80円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）	（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）
損益計算書上の当期純利益 640,114千円	損益計算書上の当期純利益 469,017千円
普通株式に係る当期純利益 640,114千円	普通株式に係る当期純利益 469,017千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 1,052,070株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。

(2) 販売会社	みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	あかつき証券株式会社	2,065	
	飯塚中川証券株式会社	100	
	S M B C フレンド証券株式会社	27,270	
	株式会社SBI証券	47,937	
	おきなわ証券株式会社	628	
	カブドットコム証券株式会社	7,196	
	共和証券株式会社	500	
	上光証券株式会社	500	
	田原証券株式会社	100	
	長野證券株式会社	600	
	日本アジア証券株式会社	4,100	
	ふくおか証券株式会社	2,198	
	マネックス証券株式会社	7,425	
	丸国証券株式会社	601	
	丸三証券株式会社	10,000	
	むさし証券株式会社	5,000	
	八幡証券株式会社	1,260	
	楽天証券株式会社 *	7,495	
	株式会社みずほ銀行	1,404,065	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	株式会社池田泉州銀行	50,710	
	株式会社愛媛銀行	19,078	
	株式会社香川銀行	12,014	
	株式会社北九州銀行	10,000	
	株式会社西京銀行	12,690	
	株式会社佐賀銀行	16,062	
	株式会社島根銀行	6,636	
	株式会社清水銀行	8,670	
	株式会社親和銀行	36,878	
	スルガ銀行株式会社	30,043	
	株式会社仙台銀行	22,485	
	株式会社第四銀行	32,776	
	株式会社広島銀行	54,573	
	株式会社豊和銀行	12,495	
	株式会社北越銀行	34,538	
	株式会社北陸銀行 *	140,409	
	株式会社北國銀行 *	26,673	
	株式会社山口銀行	10,005	
	株式会社琉球銀行 *	54,127	
	三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼業等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。

(注)「資本金の額」…平成25年3月末日現在 平成25年7月1日現在

* 楽天証券株式会社、株式会社北陸銀行、株式会社北國銀行および株式会社琉球銀行は、新規の受益権の取得のお申込みの取扱いはいりません。なお、みずほ投信投資顧問株式会社においても新規の受益権の取得のお申込みの取扱いはいりません。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金の再投資、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成25年8月29日現在、該当事項はありません。

< 参考：再信託受託会社の概要 >

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成24年12月3日 有価証券届出書の訂正届出書

平成24年12月10日 臨時報告書

平成25年2月27日 有価証券報告書

平成25年2月27日 有価証券届出書

平成25年3月8日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年7月12日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMのMMF(マネー・マネージメント・ファンド)の平成24年12月1日から平成25年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMのMMF(マネー・マネージメント・ファンド)の平成25年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) １．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月12日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	江見 睦生 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	福村 寛 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。